

広島県教育委員会規則第二号

広島県教育委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十七日

広島県教育委員会

教育長 篠田 智志

広島県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

広島県教育委員会組織規則（平成九年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																			
<p>第五條 (部の分課) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>部名 (略)</td> <td>課名 (略)</td> <td>係名 (略)</td> </tr> <tr> <td>学びの変革推進部</td> <td>豊かな心と身 体育成課</td> <td>管理係、生徒指導係、人権教育係、健康教育係、学校体育係、総務・競技係、式典・高校生活動係</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		部名 (略)	課名 (略)	係名 (略)	学びの変革推進部	豊かな心と身 体育成課	管理係、生徒指導係、人権教育係、健康教育係、学校体育係、総務・競技係、式典・高校生活動係	(略)	(略)	(略)	<p>第五條 (部の分課) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>部名 (略)</td> <td>課名 (略)</td> <td>係名 (略)</td> </tr> <tr> <td>学びの変革推進部</td> <td>豊かな心と身 体育成課</td> <td>管理係、生徒支援係、人権教育係、健康教育係、学校体育係、総務・競技係、式典・高校生活動係</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		部名 (略)	課名 (略)	係名 (略)	学びの変革推進部	豊かな心と身 体育成課	管理係、生徒支援係、人権教育係、健康教育係、学校体育係、総務・競技係、式典・高校生活動係	(略)	(略)	(略)
部名 (略)	課名 (略)	係名 (略)																			
学びの変革推進部	豊かな心と身 体育成課	管理係、生徒指導係、人権教育係、健康教育係、学校体育係、総務・競技係、式典・高校生活動係																			
(略)	(略)	(略)																			
部名 (略)	課名 (略)	係名 (略)																			
学びの変革推進部	豊かな心と身 体育成課	管理係、生徒支援係、人権教育係、健康教育係、学校体育係、総務・競技係、式典・高校生活動係																			
(略)	(略)	(略)																			
<p>第六十三條 (附属機関) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>主管課 教職員課</td> <td>名称 広島県教育職員免許状再授与審査会</td> <td>目的 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）の規定に基づき、特定免許失効者等に対する教育職員免許状の再授与について、教育委員会に対して意見を述べること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		主管課 教職員課	名称 広島県教育職員免許状再授与審査会	目的 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）の規定に基づき、特定免許失効者等に対する教育職員免許状の再授与について、教育委員会に対して意見を述べること。	(略)	(略)	(略)	<p>第六十三條 (附属機関) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>主管課</td> <td>名称</td> <td>目的</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		主管課	名称	目的	(略)	(略)	(略)						
主管課 教職員課	名称 広島県教育職員免許状再授与審査会	目的 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）の規定に基づき、特定免許失効者等に対する教育職員免許状の再授与について、教育委員会に対して意見を述べること。																			
(略)	(略)	(略)																			
主管課	名称	目的																			
(略)	(略)	(略)																			

附則

この教育委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。